

八王子市特定教育・保育施設等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第14条、第38条及び第50条の規定に基づき実施する、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)に対して行う指導及び監査について、基本的事項を定める。

(指導及び監査の目的)

第2条 指導及び監査は、特定教育・保育施設等に対し、法第33条及び法第45条に定める特定教育・保育施設等の設置者・事業者(以下「設置者等」という。)の責務、「八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例」(平成26年八王子市条例第38号。以下「確認基準」という。),「特定教育・保育、特別利用者保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年内閣府告示第49号)及び「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(こ成保192・5文科初第2588号令和6年3月29日付こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知)等(以下「確認基準等」という。)に定める特定教育・保育等の提供及び施設・事業の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために実施する。

(指導及び監査の対象)

第3条 この要綱に基づく指導及び監査の対象は次に掲げる特定教育・保育施設等とする。

- (1)認定こども園
- (2)幼稚園
- (3)保育所
- (4)家庭的保育事業
- (5)小規模保育事業
- (6)事業所内保育事業
- (7)居宅訪問型保育事業

(指導基準)

第4条 確認基準等、関係法令等を集約した基準を別に定め、原則、当該基準に則り、指導を実施する。

(指導について)

第5条 指導については、以下のとおり実施するものとする。

1 指導等の形態

(1) 集団指導

確認基準等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

特定教育・保育施設等に対して、質問等を行うとともに、必要と認める場合は、確認基準等の遵守に関して、各種指導等を行う。

2 指導対象の選定基準

指導はこの要綱の第3条に定める全ての特定教育・保育施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

ア 新たに確認を受けた特定教育・保育施設等については、概ね1年以内に全てを対象として実施する。

イ アの集団指導を受けた特定教育・保育施設等については、その後の制度の改正、施設型給付費等の請求の実態、過去の指導事例等に基づき必要と考えられる内容が生じたときに、当該指導すべき内容に応じて、対象となる特定教育・保育施設等を選定し、実施する。

(2) 実地指導

ア 全ての特定教育・保育施設等を対象に定期的かつ計画的に実施する。実施頻度については、特定教育・保育施設等の確認基準等の遵守状況、集団指導の状況、本市が行う認可等に関する事務の状況等を勘案して決定する。

イ 児童福祉法に基づく一般指導検査と同時に実地指導を行う場合は、原則として同検査の実施周期に合わせるものとする。

ウ その他特に実地による指導を要すると認められる特定教育・保育施設等を対象に随時実施する。

3 指導方法等

(1) 集団指導

ア 実施通知

指導対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定される指導内容等を文書により当該特定教育・保育施設等の設置者等に通知する。

イ 指導方法

確認基準等、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、やむを得ない事情により集団指導に欠席した特定教育・保育施設等には、当日使用した資料を送付する等、必要な情報提供に努めるとともに、直近の機会に改めて集団指導の対象に選定する。

(2) 実地指導

ア 実施通知

指導対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ次に

掲げる事項を文書により当該特定教育・保育施設等に通知する。ただし、必要と認めるときは、検査の開始時に文書を交付することによって行うことができる。

なお、日時については、特定教育・保育施設等の教育・保育の計画的な実施に支障が生じないように調整を行う。

(ア) 実地指導の根拠規定及び目的

(イ) 実地指導の日時及び場所

(ウ) 実地指導を行う市の担当者

(エ) 準備すべき書類等

イ 指導方法

実地指導は、確認基準等の遵守状況を確認するために必要となる関係書類の閲覧、関係者との面談等により行う。

ウ 指導結果の通知等

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なものを除き、後日、文書によって指導内容の通知を行う。

エ 改善報告書の提出

市は、当該特定教育・保育施設等に対し、原則として、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求める。

4 検査結果の公表

実地指導の結果のうち、文書による指摘事項、改善状況報告書の提出有無及び改善状況については、原則として、市ホームページに掲載し、市民へ広く情報提供する。

(監査への変更)

第6条 実地指導において、次に該当すると判断した場合は、直ちに監査を行うこととする。

1 著しい確認基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがある場合

2 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

(監査について)

第7条 監査については、以下のとおり実施するものとする。

1 監査対象となる特定教育・保育施設等の選定基準

監査は、次に示す情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認められる場合及びこの要綱の第6条により監査に移行した場合に実施するものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報(具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。)

イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報

(2) 実地指導において確認した情報

法第14条第1項の規定に基づき実地指導を行った特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報

(3) 重大事故に関する情報

死亡事故等の重大事故の発生又は児童の生命・心身・財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報

(4) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる情報

2 監査方法等

(1) 事前通告

事案に緊急性・重大性が認められる場合は、事前通告なく、監査を実施するものとする。

(2) 報告等

違反疑義等の確認について必要があると認めるときは、法第38条及び第50条に基づき、特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者、特定教育・保育施設の設置者であった者又は特定教育・保育施設の職員であった者に対し、報告、帳簿書類その他の物件の提出又は特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者の事務所その他特定教育・保育施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備又は帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(3) 監査結果の通知等

監査の結果、法39条及び第57条に定める行政上の措置に至らない、軽微な改善を要すると認められた事項については、当該特定教育・保育施設等に対して、後日、文書によって指導内容の通知を行うとともに、原則として、文書で指導した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(4) 行政上の措置等

違反疑義等が認められた場合には、次のとおり、法第39条及び第51条並びに法第40条及び第52条の規定に基づき行政上の措置等を機動的に行うものとする。

ア 勧告

特定教育・保育施設等の設置者等に法第39条第1項及び第51条第1項に定める確認基準の違反等が認められた場合、必要に応じて、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等を行うべきことを勧告する。当該特定・保育施設等の設置者等は、勧告を受けた場合は、期限内に文書により改善報告書を提出するものとする。

イ 命令

特定教育・保育施設等の設置者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合は、必要に応じて、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令する。

なお、命令を行ったときは、法第39条第5項及び法第51条第4項に基づき、その旨を公示する。また、当該特定教育・保育施設等の設置者等は、命令を受けた場合は、期限内に文書により改善報告書を提出するものとする。

ウ 確認の取消し等

確認基準違反等の内容が、第40条第1項各号及び第52条第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該特定教育・保育施設等に係る確認

を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止すること(以下「確認の取消し等」という。)ができる。

確認の取消し等をしたときは、法第41条及び法第53条の規定に基づき、これを公示しなければならない。

エ 聴聞・弁明の機会の付与

監査の結果、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対して命令又は確認の取消し等の処分(以下「取消処分等」という。)を行おうとする場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない(同条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。)

オ 不正利得の徴収

(ア) 勧告、命令又は確認の取消し等を行った場合において、当該取消し等の基礎となった事実が偽りその他不正の手段により施設型給付費等を受けた場合に該当すると認められるときは、施設型給付費等の全部又は一部について、法第12条第1項に基づき、不正利得の徴収(返還金)として徴収を行う。

(イ) (ア)に加え、命令又は確認の取消し等を行った特定教育・保育施設等について不正利得の徴収として返還金の徴収を求める際には、原則として、法第12条第2項の規定により、当該特定教育・保育施設等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるものとする。

(4) 国への情報提供

市は、国に対して、監査結果の通知、行政上の措置及び不正利得の徴収の内容並びに改善報告書の概要について情報提供を行う。

(5) 死亡事故等の重大事故が発生した特定教育・保育施設等に係る留意点

市は、死亡事故等の重大事故が発生し、重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止策についての対応状況等を確認するとともに、検証結果を今後の指導に反映する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。